

須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、須賀川特撮アーカイブセンターのロゴマーク及び外壁に描かれている怪獣等の各種イラスト（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、須賀川市（以下「市」という。）に属する。

(使用承認の基準)

第3条 使用目的及び方法が特撮文化の周知、推進に寄与し、又は公益性が高いと認められる場合には、ロゴマーク等の使用を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 市のイメージ又は品位を傷つけるおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（市を除く。）、商品等を、推薦若しくは支援又は批判するおそれがある場合。ただし、特撮文化の周知、推進に特に寄与すると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (7) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (8) ロゴマーク等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴマーク等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (10) ロゴマーク等のデザインが原形と大きく差異があると認められる場合
- (11) その他承認することが不相当と認められる場合

(使用方法)

第4条 ロゴマーク等は、承認された用途に限り使用するものとする。

2 ロゴマーク等の使用に際しては、別記「須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用ガイド」に基づくこと。ただし、次に該当する場合は、事前に協議のうえ了承を得なければならない。

- (1) ロゴマーク等のデザインの一部のみを使用する場合
- (2) ロゴマーク等のデザインを変形又は加工する場合
- (3) ロゴマーク等のデザインを他の図形又は文字と重ねて使用する場合

(使用料)

第5条 ロゴマーク等の使用料は、当分の間、無償とする。

(使用期間)

第6条 ロゴマーク等の使用期間は、原則1年間とする。ただし、特別な理由により須賀川市長（以下「市長」という。）が認める場合は、期間を延長することができる。

(使用承認の申請)

第7条 ロゴマーク等の使用承認を受けようとする者は、須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用承認申請書（第1号様式）に、ロゴマーク等の使用状況がわかる完成見本等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請内容を確認するため、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(使用承認の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、第3条に規定する基準に該当すると認めるときは、須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用承認通知書（第2号様式）により、該当しないと認めるときは、須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用不承認通知書（第3号様式）により承認の可否を通知するものとする。

2 市長は、使用を承認する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用承認内容の変更等)

第9条 前条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ、須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用承認変更申請書（第4号様式）に、変更内容が確認できる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、変更が適正と認めるときは、須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用変更承認通知書（第5号様式）により、該当しないと認めるときは、須賀川特撮アーカイブセンターロゴマーク及び各種イラスト使用変更不承認通知書（第6号様式）により変更承認の可否を通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をする場合において、前条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る対象物等（以下「使用対象物等」という。）の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、使用状況がわかる写真等を提出すること。

- (3) 承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマーク等を用いた箇所やその商品等の宣伝、広告物等には、その内容に応じて『須賀川特撮アーカイブセンター』、『スカキング』等と明示すること。
- (5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、その使用内容に応じて、販売者、製造者又は制作者の名称及び連絡先を明記すること。
- (6) 第三者に製造等を委託する場合は、使用者の責任において、許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように数量管理を徹底すること。

(使用状況及び使用実績の確認)

第11条 市長が必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、ロゴマーク等の使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

(地位の承継)

第12条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(使用承認の取消し等)

第13条 次に該当する場合は、使用承認の取消し、使用条件の変更、使用対象物等の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) 使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) ロゴマーク等を使用承認条件に違反して使用した場合
- (3) 第3条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他市長が必要と認めた場合

(使用の非独占性等)

第14条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標又は意匠とするなど、独占してイラスト等を使用する権利を付与するものではなく、使用者又は使用対象物等について市が推奨を行うものではない。

(損害賠償等の責任)

第15条 ロゴマーク等の使用に関し、市は損害賠償等の一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に支障を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
- 4 市長は、前二項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うように命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(情報の公開)

第16条 市長は、ロゴマーク等の適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、使用承認の状況及び使用承認の取消しの状況について、情報を公開することができる。

(補則)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 22 日から適用する。